

石切小学校生徒指導の基本姿勢について

令和3年10月

1. 基本的な姿勢

生徒指導主事を中心に、各担任、各学年が連携を密にし、正しい児童理解と児童の心身の健やかな成長を促したいという考え方で、全教職員が同一歩調、同一姿勢による指導を行う。誠実さが正に評価される児童集団の育成をめざした指導を行う。同時に「ダメなことはダメ」と毅然とした指導を行う。そして、なぜ「ダメなのか」を諭すことに、生徒への願いや期待、そして、時間をかけた指導に努める。

2. 生徒指導推進体制

児童の成長を促す指導に重点を置きながら、具体的な事象が生じた場合には、迅速・適正な指導を行うため、次の内容に取り組む。

- ① 児童の実態と問題点の明確化
- ② 学校・家庭との連携
 - ・教育相談の意図的な実施と充実
 - ・事象の内容により PTA・地域・その他関係機関との積極的な連携
- ③ スクールカウンセラーとの連携
- ④ 石切中学校、石切東小学校、石切幼稚園との連携を密にし、協力体制の確立
- ⑤ 生徒指導の関する公的機関との連携

石切小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校で学ぶすべての児童が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針等の趣旨をふまえ、本校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

学校は、子どもたちが一日の多くの時間を過ごし、一人ひとりが自らの内に秘めている無限の可能性を開花させることができるよう、集団の中で豊かな感性を育み、学習活動に取り組む場所であり、安全で安心して楽しく学習や生活ができる場所であってはいけない。

しかし、社会が急激に変化し、多様化・複雑化する中、児童たちを取り巻く環境も大変厳しい状況にある。そのような中、児童たちの中で人間関係を巡るトラブルやいじめの事象も起こっている。

いじめは重大な人権侵害事象であり、被害児童が人間関係に自信をなくしたり、学校に登校できなくなったりするようなケースも起こりうる事象である。時には自ら尊い命を絶つという事象につながる可能性がある深刻な問題である。また、いじめは加害と被害の立場が入れ替わったり、加害・被害という二者の関係だけでなく、傍観者や観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在などになることもある。

いじめは「どの子にも起こりうるものである。」ことを教職員が認識し、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校教育活動のすべての場面で一人ひとりの児童を多様な個性を持

つかげがえのない存在として尊重し、それぞれの児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち取り組みを進め、いじめの未然防止に努めなければならない。そして、児童のわずかな変化に対してもこれをキャッチできるアンテナの高さと、いじめが疑われる場合は学校長の指示のもと、いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を行い、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

2. いじめ防止のための具体的な取り組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織と役割

いじめ対策委員会

構成：校長、教頭、首席、生徒指導主事、特別支援 Co.、各学年主任、養護教諭 SSWS (SC)

役割：いじめ未然防止のための取り組み、いじめ事象が起こった場合の対応

生徒指導部会

構成：生徒指導主事 各学年生徒指導部担当

役割：スクリーニングシートを用いての交流と共通理解、いじめに関する校内研修会など企画運営

(2) いじめ防止等の取り組み

未然防止のための取り組みとして、「いじめはどの子にも起こりうるものであること」を踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行うことが大切であることから、本校は以下のように取り組む。

(3) 早期発見のための取り組み

いじめ問題は対応が遅れ長期化する中で事案が重篤、深刻なものになることが多いことから、早期発見・早期対応が非常に重要である。日々児童と接する教職員は、児童のわずかな変化に対して見逃さないよう意識するとともに、いじめが疑われる場合は、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のために、本校では以下のように取り組む。

ア) いじめアンケートを学期に一回実施する。アンケート結果により、個人から聞き取りを行う。

イ) いじめに関する相談窓口を設置し、生徒・保護者に周知する。

ウ) 学校として個人面談を実施し、児童の心情や悩みなどの把握に努める。

エ) いじめの未然防止、早期発見、また、いじめ事案への対応について教職員が共通の資質を向上させるために、教職員研修を行う。

オ) 定期的に実施する学年会等で児童の状況について交流し、現状について共通意識を図る。

(4) いじめ事案への対処方法

ア) いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、まず学年主任等に報告し、その後いじめ対策委員会を中心とする組織的な対応を行い、事実確認と適切な指導を行う。事案の解決にあたり、必要に応じて市教育委員会との連携のもと、スクールロイヤー、スクールカウンセラー等外部人材に積極的に活用する事で早期解決を図る。

イ) 被害児童及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。具体的には、児童との信頼関係に基づく教員による支援や、スクールカウンセラーの活用等も検討する。あわせて、被害生徒保護者との連携を密にし、事実解決を図る。

ウ) 加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係を確認した後、加害児童の保護者に協力を求めながら、自ら行いたいじめ行為を自覚させ十分反省するよう指導する。

- エ) いじめが起きた集団に対しては、被害児童及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- オ) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためプロバイダーに対して働きかける等により早急に削除する措置を講じる。
- カ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所管警察と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所管警察署に通報し、適切に支援を求める。
- キ) いじめ等問題行動については「問題行動対応チャート」を活用し学校として問題行動の内容・レベルに応じて組織的に対応し、問題行動の改善に努める。

(5) 重大事案への対応

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童及びその保護者へ適切に説明する。

3. 学校以外の連絡先

いじめ・なやみ110番 06-6732-0110

子ども悩み相談フリーダイヤル 0120-728-525 (24H)

	校内指導			校外安全指導	生活指導
	安全指導	美化指導	児童会		
4月	年間防災計画の作成	大掃除 4/8 掃除割り当て	対面式 4/15 前期委員会発足 4/15	交通安全パトロール 4/8 第1回地区別児童会 4/10 第1回校外安全指導委員会 4/24	いじめ・不登校等 対策委員会（随時） 職員会議（情報共有）
5月		掃除用具の配布 油引き5/14・16 廊下歩こう月間	募金活動（緑の羽根 5/13～15） クラブ発足 5/27 あいさつ週間（5/14～5/17）	第2回地区別児童会・一斉下校 通学路の点検 5/22	いじめアンケート 職員会議（情報共有）
6月	交通安全教室 6/12	記名週間	愛ガードさんとの交流 6/10	地区別懇談会 第2回校外安全指導委員会 6/26	「廊下は歩こう」強化月間 職員会議（情報共有）
7月		大掃除 油引き	夏休みのくらしについて（テレビ集会）		石切中学校区4校園郊外生指委員会 7/5 職員会議（情報共有）
8月				祭礼パトロール 8/3	校内生指・人権合同研修会 8/27 職員会議（情報共有）
9月	避難訓練（台風）9/4 大阪880万人訓練 9/5	大掃除、草引き、石ころ拾い	運動会の取り組み 9/29	第3回地区別児童会・一斉下校 9/4 通学路の点検 交通安全パトロール 9/20	職員会議（情報共有）
10月	避難訓練（火災）10/16	トイレ掃除の徹底	前期委員会最終 10/7 後期委員会発足 10/21	第4回地区別児童会（全集後）10/21 祭礼パトロール 10/19	いじめアンケート 職員会議（情報共有）
11月	避難訓練（不審者対応） 防犯教室 11/19 不審者対応教職員研修 11/14	掃除用具の配布 外回り掃除の徹底（落ち葉）	あいさつ週間 ふれあい祭り 11/26（予備27）		職員会議（情報共有）

12月	安心教室（2年）		冬休みのくらしについて		「廊下は歩こう」強化月間 職員会議（情報共有）
1月	避難訓練（地震）1/17	大掃除	募金活動（ユニセフ）		職員会議（情報共有）
2月			お別れ会 2/27	第5回地区別児童会・一斉下校 2/24 通学路の点検	校内事例研 いじめアンケート 職員会議（情報共有）
3月	年間反省	大掃除 油引き	春休みのくらしについて	第4回校外安全指導委員会 3/5	年度末反省 引継ぎ事項整理 職員会議（情報共有）

長期休業前安全指導

古紙回収

委員会・クラブ活動
全集の司会

学年別下校

長期休業前生活指導
四校合同生指会議
石中ブロック研修会
小中連絡会議（旧6年）

石切小学校生徒指導マニュアル ～問題行動対応チャート～

1. 問題行動対応チャート作成の趣旨

石切小学校として問題行動対応チャートを作成するねらいは次の通りである。

- ① 対応の基準を明確化し、全ての教職員が適切で一貫した指導が行えるように共通理解を図るため。
- ② 保護者と連携を深め、問題行動を早期発見・解決し、本人の自覚を促すため。
- ③ 問題行動の段階により教育委員会や、その他機関との連携を図り、事態の改善を図るため。

2. 問題行動の考え方

問題の軽重に関わらず、事実確認・状況把握・ほう／れん／そう／（報告・連絡・相談）を確実に行之、学年担当の教員はもとより、必要に応じて管理職や生徒指導担当や養護教諭等とともに連携を図り、複数又は集団で対応する。

さらに全教職員が、丁寧で一貫した対応をしていくことで問題の拡大を未然に防ぎ、今後の問題行動の発生の芽を摘み取る。また指導の記録を確実に残し、経過を明確にしていく。

3. 問題行動発生時の基本的な流れ

事案の発生⇒状況把握と児童を別室等の落ち着ける場所へ移動させる⇒応援教師の要請⇒当該児童への聞き取り（正確な事実確認）⇒事実関係の整理⇒場合に応じて謝罪等の指導⇒場合に応じて教室に戻す。⇒保護者に連絡

石切小学校問題行動対応チャート

レベル	児童間・対教師	器物	児童の状態	保護者対応	通告レベル	認知基準
0	- 廊下を走る - 軽微なちょっかい - 教室で暴れる	- 机の周りがちらかっている - ノートへの落書き	- 私語が多い - からかい - 整列に時間がかかる - 離席	機会をみて連絡	ときどき遅刻	- 自分の意見が言いにくい - 一部の児童の意見ばかりが通る
1	- じゃれあい - しつこくたたく - 軽くたたく	- 人のものを乱暴に扱う。 - 机に落書き	- 指示が通りにくい - 当番のさぼり	電話連絡 家庭訪問	頻繁に遅刻	- からかい - あだな - ちょっかいの繰り返し
2	- けんか - 軽度の暴力 - 保健室へいくケガ	- 壁への鉛筆での落書き - 故意に学校のを壊す	- 暴言が多い - 反抗的態度 - 当番が成立しない - 複数名離席	学年で対応 家庭訪問	- 無連絡の欠席 3日連続欠席	- 強いからかい - 屈辱的なあだな - 物隠し - 無視
3	- 重度のケガ - 病院を受診 - 教師を軽くたたく	- 非常ベルが鳴らされる - 壁へペンで落書き	- 暴力行為の頻発 - 対教師への暴言 - 複数教師への入り込み	保護者呼び出し 市教委報告	- 無断欠席が多い - 月5日以上の欠席	- 持ち物を壊す - 集団で無視 - 個人的な暴力
4	- 重症のケガ - 重篤な暴力 - 対教師暴力	- 誹謗中傷の落書き - ガラスがよく割れる	- 対教師暴力 - 集団での教師をからかう	保護者会 市教委報告	- 年間30日以上の欠席 - 保護者と連絡がとりにくい	- いじめの黙認 - 集団での暴力行為
5	- レベル3の暴力行為を繰り返し、改善が見られない - 重篤な対教師暴力	- ガラスが故意に割られる - 大きな落書き	重篤な対教師暴力	市教委報告 市教委も入って保護者会	1ヶ月本人を目視で確認ができていない。 - 保護者と連絡がとれない	- 被害者が大きなケガ - 被害者が不登校 - 教師がいじめをとめられない
6	生命、身体に重大な被害			市教委報告	居所不明	生命身体財産に重大事態